

新インバランス料金制度説明会 QA

【制度】

	質問	回答	
1	1/28 (1回目)	補正インバランス料金カーブの横軸である補正料金算定インデックスの諸元は、広域エリア需要とされている。需給ひっ迫時、小売BGは需給ひっ迫時の補正インバランス料金を回避するため、需要計画を余剰気味に見積もることが想定される。この場合、補正インバランス料金カーブが需給ひっ迫度合いを適切に反映しなくなるのではないかと。	補正料金算定インデックスの諸元である、広域エリア需要は一般送配電事業者によるゲートクローズ（実需給1時間前）時点の予測値を用いています。小売BGの需要計画により補正インバランス料金カーブが需給ひっ迫度合いを適切に反映しなくなるということはありません。
2	1/28 (1回目)	kWh不足需給ひっ迫時補正インバランス料金では、kWh余力率3%未満の時間帯において80円/kWhのインバランス料金が適用されることとされた。現在のkWh余力率は一週間単位で計算されるため、kWh余力率3%未満の時は、一週間、kWh不足需給ひっ迫時補正インバランス料金80円/kWhが続くという認識でよいか。	現状、kWh余力率は一週間単位で計算されるため、更新頻度が週間ごとであればご認識のとおりとなります。なお、kWh不足需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たっては、インバランス料金算定システムの改修やkWh余力率算定のシステム化を要することから、その導入時期については、システム改修が完了次第導入する予定です。
3	1/28 (1回目)	kWh不足需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たり必要なシステム改修は、いつ頃に完了する予定か。	現時点では未定です。
4	1/28 (1回目)	現行のインバランス料金制度では、K、L等の補正により、余剰インバランス料金と不足インバランス料金の二種類が算定されていたが、新制度では、余剰、不足に関係なく、インバランス料金は同一単価になるという理解でよいか。	ご認識のとおりです。なお、当初の制度設計では、卸電力市場価格による補正（P補正）を設定しており、この補正が適用された場合は、余剰インバランス料金と不足インバランス料金で異なる料金が算出されました。しかし、P補正については、第65回制度設計専門会合（2021年10月）の議論により、導入が見送られました。
5	1/28 (1回目)	スポット市場価格よりもインバランス料金が安くなるという予測をした場合に、予測インバランス料金とスポット市場価格を比較し、スポット市場に買い入れしないう対応は問題になるのか。（具体的には、出力抑制時における場合を想定している）	スポット市場価格よりインバランス料金が安くなると予測される場合に、リスクを低減するために需要予測より少し少なめに調達するなどといった行動は、系統全体のインバランスを減らす方向に寄与します。このような適正な価格シグナルに基づく行動であれば、基本的には問題がないものと考えられます。他方で、価格シグナルに基づかずに、正当な理由なく供給力確保を行わない場合は問題となります。
6	1/28 (1回目)	インバランス料金に調整力の限界的kWh価格を引用する理由の一つは、一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できることだが、コスト回収ということであれば、稼働した調整力の量と単価の加重平均で十分かと思うが、検討の背景を聞きたい。	インバランス料金は、一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できるものであることに加え、実需給の電気の価値を適切に反映するものであることを基本的な考え方としています。インバランスが追加的に1単位増えた場合に、これに伴って追加的に稼働する調整力のコストがその時間帯の電気の価値を表します。このため、インバランスを調整するための調整力の限界的kWh価格をインバランス料金に引用しています。なお、この場合、一般送配電事業者の調整力コスト回収という観点では、調整力指令量×（インバランス料金－調整力単価）の分だけ、一般送配電事業者に収益が発生します。この収益については、託送収支に繰り入れ、託送料金を通じて還元することになっております。
7	1/28 (1回目)	イメージの確認をしたい。今まさにスポット市場価格が高騰しており、80円/kWhのコマが見受けられるが、新電力が80円/kWhの買い札を入れており、旧一電は20～30円/kWhで売り札を入れている。このような場合、新インバランス料金制度下では、20～30円/kWhがインバランス単価となり、新電力は80円/kWhの買い札をしなくなるのか。	ここ最近の需給動向からすると、新インバランス料金制度における需給ひっ迫時補正インバランス料金は変動せず、インバランス料金は調整力の限界的なkWh価格で決定すると考えられます。このとき、調整力の限界的なkWh価格が、仮にスポット市場の供給曲線の延長で、40～50円/kWh程度となることを小売事業者が予測すれば、その単価近傍までは、スポット市場で買い入れを行う合理性があることとなります。
8	1/28 (1回目)	インバランス料金は、調整力の限界的なkWh価格と需給ひっ迫時補正インバランス料金の比較で高い方となるが、補正料金算定インデックスが8%未満でない場合は、需給ひっ迫時補正インバランス料金は設定されないのか。	需給ひっ迫時補正インバランス料金は、補正料金算定インデックスが10%未満になると発動するため、補正料金算定インデックスが10%未満時に、調整力の限界的なkWh価格と需給ひっ迫時補正インバランス料金を比較した結果、どちらか高い方がその時間帯のインバランス料金となります。なお、インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、調整力の限界的なkWh価格と需給ひっ迫時補正インバランス料金のどちらの価格も公表されます。
9	1/28 (1回目)	これまで計画値同時同量制度の下では、各BGの需給一致の行動が求められ、インバランスは出さないことが求められてきた。今後、需給ひっ迫時には、エリアの供給力不足に貢献するために余剰インバランスを出すという行動もあり得るが、このようなインバランスは許容されるのか。	計画値同時同量制度の下では、BG計画を適切に作る事が原則ではありますが、需給ひっ迫時にDR等により余剰インバランスを出すことは、系統全体で見れば需給ひっ迫の解消に貢献しています。こうした適正な価格シグナルに基づく、マクロ一致でのインバランスは基本的には問題ないと考えます（重要なことは、系統全体（マクロ）でのインバランスを小さくし、調整力の稼働量を減らすことと考えております）。
10	1/28 (1回目)	意図的に実績と乖離するような計画を提出してよいのか。	計画値同時同量制度の下では、BG計画を適切に作る事が原則ですので、適正な価格シグナルに基づかずに、正当な理由なく供給力確保を行わなかったり、計画不一致でインバランスを発生させた場合は問題となります。
11	1/28 (1回目)	需給ひっ迫時補正インバランス料金200円/kWhの暫定期間（2022年度、2023年度）終了後は600円/kWhが適用されることは決まっているのか。	暫定措置期間終了後は、需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格は600円/kWhにすることを原則としています。ただし、暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況、リスク回避のための手段の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更を検討します。
12	2/4 (2回目)	インバランス料金制度の改正の目的はBGの需給バランスの一致にインセンティブを与えることだと理解したが、従前はインバランスを発生させないようにという趣旨だったと思う。今後は異なるのか。	計画値同時同量制度の下では、BG計画を適切に作る事が原則ではありますが、需給ひっ迫時にDR等により余剰インバランスを出すことは、系統全体で見れば需給ひっ迫の解消に貢献しています。こうした適正な価格シグナルに基づく、マクロ一致でのインバランスは基本的には問題ないと考えます（重要なことは、系統全体（マクロ）でのインバランスを小さくし、調整力の稼働量を減らすことと考えております）。
13	2/4 (2回目)	インバランスの基本的な決定方法は、広域運用された調整力の限界的なkWh価格となるが、広域運用された調整力とは、需給調整市場で調達してきた調整力のことを言うのか。	広域運用される調整力としては、調整力公募で調達した電源Ⅰや需給調整市場で調達した調整力、その他余力を活用する電源Ⅱといったものがあります。これらが、ゲートクローズ以降、一般送配電事業者により運用され、これらの限界的なkWh価格がインバランス料金に反映されます。
14	2/4 (2回目)	広域運用された調整力とは、需給調整市場で調達してきた調整力のことを言う場合、調整力指令量が0の場合の調整力の限界的なkWh価格は、指令されなかった上げ調整力の最安値と指令されなかった下げ調整力の最高値の平均をとることになっているが、現状、需給調整市場では約定価格が1円未満となることもあり、この場合、指令されなかった上げ調整力の最安値は1円未満になりうるという理解で良いか。	需給調整市場での約定価格1円未満というのは、調整力のΔkW価格（調達価格）のことをおっしゃっているかと思われます。インバランス料金に引用するのは、調整力を稼働する際のkWh価格（運用価格）になります。
15	2/4 (2回目)	太陽光等の出力抑制時のインバランス料金について、資料（説明会資料スライド25）に記載されているモデルケースは発電計画が余剰となっているときに、インバランス料金がゼロとなっているが、接続対象電力量（需要側）にも0円が適用されるとの理解で良いか。	ご認識のとおりです。
16	2/4 (2回目)	現行制度は、K、Lの補正がコマによって反映されるが、今後は余剰インバランス料金と不足インバランス料金が同じ時間でも乖離することが予想されるか。	新インバランス制度は、調整力の限界的なkWh価格を参照することを基本としているため、余剰、不足に関係なく、インバランス料金は同一単価になります。
17	2/4 (2回目)	インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、余剰、不足の項目が設定されているが、新インバランス料金制度では、余剰・不足の単価に不整合が出てくることはないという理解でよいか。	ご認識のとおりです。当初の制度設計では、卸電力市場価格による補正（P補正）を設定しており、この補正が適用された場合は、余剰インバランス料金と不足インバランス料金で異なる料金が算出されました。しかし、P補正については、第65回制度設計専門会合（2021年10月）の議論により、導入が見送られました。他方でP補正に関しては、新インバランス料金制度の開始後、系統不足時にインバランス料金が市場価格を下回る（系統余剰時にインバランス料金が市場価格を上回る）事象がどの程度発生するか、その状況を注視していくこととしているため、システム上は余剰、不足の項目を残しております。

新インバランス料金制度説明会 QA

【運用】

		質問	回答
1	1/28 (1回目)	インバランス料金の公表は実需給終了後30分以内に行われるが、インバランス料金の請求タイミングはこれまでどおり変更はないということですか。	インバランス料金の請求タイミングはこれまでどおり変更はありません。
2	1/28 (1回目)	インバランスの請求書の発行タイミングは変わらないというのは、実需給翌々月第5営業日から早まることはないのか。	インバランス料金の請求タイミングはこれまでどおり変更はありません。
3	1/28 (1回目)	エリアの総需要量や総発電量はインバランス料金情報公表ウェブサイトでの公開はないのか、各一般送配電事業者から異なる仕様での公表となるのか。	エリアの総需要量や総発電量の情報は、各一般送配電事業者のウェブサイトにおいて公表致します。
4	2/4 (2回目)	制度の運用開始が4月、請求開始は6月上旬となる。単価は早めに確定するため、もう少し前倒しになると思ったが変わらないのか。	インバランス料金の請求タイミングはこれまでどおり変更はありません。

【システム】

		質問	回答
1	1/28 (1回目)	インバランス料金情報公表ウェブサイトは、小売電気事業者がインバランス料金の価格シグナルを把握するための重要な情報源。サイトは誰でも閲覧できることだが、需給ひっ迫時にアクセスが集中し、閲覧不可とならないようなことを考慮した設計がされているのか。	同時アクセス数に上限はあるものの、緊急時も閲覧不可とはならないような設計をしています。万が一、閲覧不可の表示が出た場合には、リロード（再読み込み）してください。
2	1/28 (1回目)	インバランス料金情報公表ウェブサイトのプレオープン以降、データの閲覧は3月7日以降の受け渡し分から閲覧できるのか、過去分も見れるのか。（たくさん閲覧できた方が傾向対策などに役立てられるため）	プレオープン時には3月1日分以降のデータのみが閲覧可能となる予定です。（2月分前はテストデータが含まれるため公表はいたしません。）
3	1/28 (1回目)	事前周知の質問No. 3について30分単位で確定値が出てきた際、システムトラブル時等には再算定された場合のお知らせが出ると思うが、小売電気事業者からすると重要な情報のため、広域機関の会員へメールで別途周知する等の対応は想定していないか。	システム連携不能時や、計画停電等の稀頻度事象で再算定を実施した場合に、メール等を送付する対応については、現状予定はありませんが、貴重なご意見として賜ります。なお、計画停電等、事前に単価変更の可能性がある場合は、当該一般送配電事業者のHP等を引用し、インバランス料金情報公表ウェブサイトのお知らせ一覧に掲載するため、ご確認ください。
4	1/28 (1回目)	30分ごとに画面は自動更新になるのか。	次のコマの単価は、更新ボタンを押していただかなければ反映いたしません。
5	1/28 (1回目)	リビジョンのルールはどうなるのか。	【資料2】スライド28をご参照ください。
6	1/28 (1回目)	今後、APIの実装は想定されているのか。	現状、システムには実装されておりませんが、今後の貴重なご意見として賜ります。
7	1/28 (1回目)	需給ひっ迫時補正料金算定インデックスはパーセンテージの小数点はどうか。	インデックスのパーセンテージは、小数点以下第2位です。
8	1/28 (1回目)	補正算定インデックスの各%における単価は公表いただけないのか。	詳細は後日インバランス料金情報公表ウェブサイトのよくあるご質問・お問い合わせで公表させていただく予定です。
9	2/4 (2回目)	インバランス料金情報公表ウェブサイト説明資料17P 余剰単価・不足単価は1日あたり48コマ1か月分、余剰・不足それぞれ表示されるとの理解で良いか。	ご認識のとおりです。
10	2/4 (2回目)	インバランス料金情報公表ウェブサイト説明資料15P 根拠ファイルは30分に2回更新されるが、ファイルそのものは30分に一回の更新で事足りるのではないか。	【資料2】18スライドをご参照ください。情報公表ファイル一覧のうち、需給ひっ迫時補正インバランス料金のみはGC後すみやかに公表することになっており、他のファイルは実需給後に公開する為、更新タイミングが2回となります。
11	2/4 (2回目)	データはすべてCSVでDLできると理解している。データは各一般送配電事業者の託送関連データ提供システムや広域機関システムのようにAPIでの取得ができるような具備や、ない場合、今後の予定はあるのか。	現状、システムには実装されておりませんが、今後の貴重なご意見として賜ります。